公益社団法人さいたま市シルバー人材センター配分金規約

（目的）

第１条　この規約は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターの正会員（以下「会員」という。）の就業に伴う、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。

（支払いの原則等）

第２条　センターは、就業した会員に対するその配分金を、直接又は金融機関に振り込む方法をもって支払うこととする。なお、振込手数料が生じるときは、会員との合意によって、会員に負担させることができる。

２　センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日の原則）

第３条　センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月１回予め別に定める期日に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第４条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積基準の決定）

第５条　会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

（規約の改廃）

第６条　この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附　則

この規約は、平成１３年１０月１日から施行する。

附　則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年１２月１日から施行する。